

東京都保育士等キャリアアップ補助金

キャリアアップ補助金Ⅱ 説明資料

修正・追記版



令和6年5月27日

東京都 福祉局 子供・子育て支援部 保育支援課

目次・修正点

■ 目次

キャリアアップ補助金Ⅱとは	3
キャリアアップ補助金Ⅱの要件	5
補助金の算定方法	6
職員への賃金改善(配分)方法について	9
賃金改善のパターン	11
キャリアアップ補助金Ⅱの申請額について	17
令和6年度 キャリアアップ補助金Ⅱの申請スケジュール	18
その他留意事項	19
お問い合わせ	21

令和6年5月20日版からの修正点

- ・5ページ、7ページ、18ページ 追記
- ・11ページから16ページ 右下注釈追記
- ・13ページ、14ページの比較表の修正
(Eさんが、副主任とリーダーとの両方に記載されていたのでこれを修正)
- ・17ページに「キャリアアップ補助金Ⅱの申請額について」を追加
- ・その他微修正



キャリアアップ補助金 II とは

■ 東京都保育士等キャリアアップ補助金の拡充

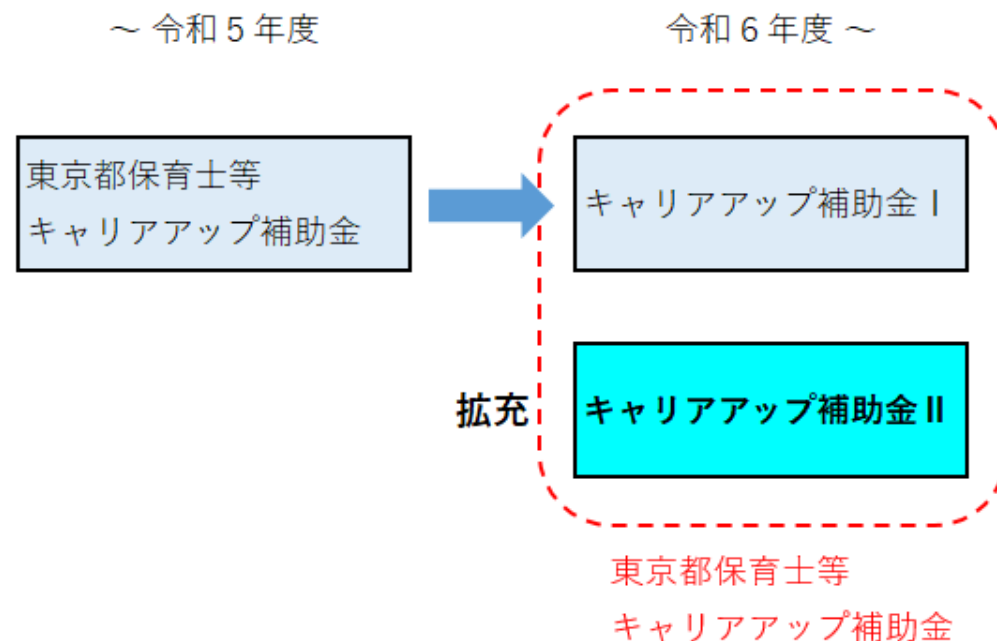
令和 6 年度からキャリアアップ補助金を拡充し、従来のキャリアアップ補助金を「キャリアアップ補助金Ⅰ」、拡充部分を「キャリアアップ補助金Ⅱ」としました。

■ 職務分野別リーダーとして賃金改善ができる職員が増加

「キャリアアップ補助金Ⅱ」は、処遇改善等加算Ⅱにおける加算対象人数の上限（園長・主任保育士を除く保育士等全体の1/5）を超えて、職務分野別リーダーを配置した場合の処遇改善に要する経費（月額 5 千円）を支援する補助金です。（園長・主任保育士を除く保育士等全体の2/3を上限）

■ 対象経費

賃金改善額及び賃金改善による法定福利費等の事業主負担増加額



キャリアアップ補助金Ⅱとは

■ キャリアアップ補助金Ⅱ イメージ

<標準規模の保育園（定員90人）の職員数>

※公定価格上の職員数

園長 1 人、主任保育士 1 人、保育士12人、
調理員等 3 人 合計17人

園長 1 人	
主任保育士 1 人	
副主任保育士 2 人	専門リーダー 3 人
職務分野別リーダー 3 人	
保育士等 7 人	

処遇改善等加算Ⅱ
の対象職員

月額4万円の処遇改善の対象者（人数A）

- ・副主任保育士・専門リーダー・中核リーダー及びこれらに相当する職位
- ・園長と主任保育士を除く保育士等全体のおおむね1/3（5/15）の人数

月額5千円の処遇改善の対象者（人数B）

- ・職務分野別リーダー・若手リーダー及びこれらに相当する職位
- ・園長と主任保育士を除く保育士等全体のおおむね1/5（3/15）の人数

月額5千円の処遇改善の対象者

- ・職務分野別リーダー・若手リーダー及びこれらに相当する職位
- ・園長と主任保育士を除く保育士等全体のおおむね7/15の人数

キャリアアップ補助金Ⅱの対象職員

キャリアアップ補助金Ⅱの要件

■ 要件1 職務分野別リーダーとしての発令

キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を行う職員に対して「職務分野別リーダー」としての発令を行うことが要件となります。ただし、「職務分野別リーダー」は、あくまで例としてお示ししたものであり、各施設における業務実態等を踏まえ、これ以外の名称を使用することも可能です。

■ 要件2 経験年数が概ね3年以上

「職務分野別リーダー」の経験年数は概ね3年以上を想定しています。ただし、経験年数は目安であり、各園の職員の構成や状況を踏まえて、経験年数が3年未満の職員であっても、施設の判断で柔軟に対象とすることができます。

■ 要件3 キャリアアップ研修を1分野以上修了している

キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を行う職員は、キャリアアップ研修を少なくとも1分野以上修了する必要があります。なお、年度途中で研修を修了した場合であっても、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象となります。ただし、この場合、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善が受けられるのは、研修修了日（研修修了証の交付日）の翌月（修了日が1日である場合は当月）からとなります。（講義を受講した日が研修修了日となるわけではありません。）



補助金の算定方法

■ キャリアアップ補助金Ⅱの補助額

キャリアアップ補助金Ⅱは、次の算式により計算した額とする。

<算式>

加算対象人数 × 6, 130円 × 賃金改善実施期間の月数

■ 加算対象人数

加算対象人数とは、次の算式により計算した額とする。（概ね基礎職員数の7／15）

<算式>

基礎職員数 × 2／3（小数点第一位を四捨五入）－基礎職員数 × 1／5（小数点第一位を四捨五入）

■ 基礎職員数（※次ページ参照）

基礎職員数とは、処遇改善等加算Ⅱの適用申請様式（加算算定対象人数等認定証明書）にて算定する「加算対象人数の基礎となる職員数」のことで、「園長・主任保育士を除く職員」を想定しています。

■ 基礎職員数

・ キャリアアップ補助金Ⅱの算定の基となる基礎職員数は、処遇改善等加算Ⅱの適用申請様式である加算算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ）様式第5号の6にある「加算対象人数の基礎となる職員数」を使います。

・キャリアアップ補助金Ⅱの申請時に当該年度の処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数の基礎となる職員数が未確定の場合、交付申請の際には、前年度の同数値または当該年度の推定値を使って算出してください。

・ 翌年度に行っていただく実績報告時には当該年度の処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数の基礎となる職員数の確定値を基に補助額を算出していただきますので、ご注意ください。

[illegible]

補助金の算定方法

補助額の算定例

※ 基礎職員数が20人の場合

加算対象人数 × 6, 130 円 × 賃金改善実施期間の月数

→ 9 人 × 6, 130 円 × 12 か月 = 662, 040 円

基礎職員数	20
人数A	7
人数B	4
加算対象人数	9
補助単価	6,130
賃金改善実施期間の月数	12
補助額	662,040

… 処遇改善等加算Ⅱの適用申請様式（加算算定対象人数等認定証明書）にて算定する「加算対象人数の基礎となる職員数」

… 処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数（人数A）

… 処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数（人数B）

… キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数

… キャリアアップ補助金Ⅱの補助単価

… キャリアアップ補助金Ⅱの賃金改善を実施する期間

… キャリアアップ補助金Ⅱの補助額（年額）



職員への賃金改善（配分）方法について

- （参考）処遇改善等加算Ⅱの職員への賃金改善（配分）方法について

処遇改善等加算Ⅱのみの場合

処遇改善等加算Ⅱ

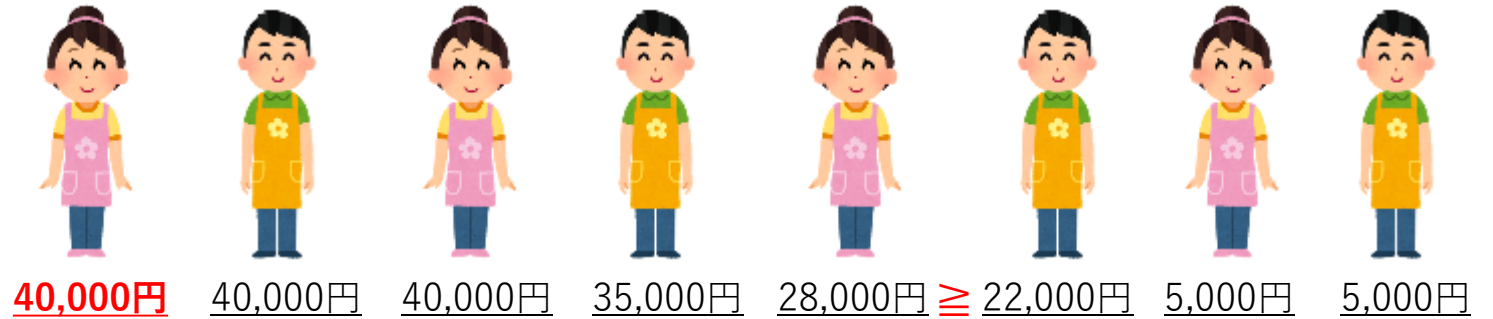
副主任保育士等（人数A）

職務分野別リーダー等（人数B）

・ 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分（園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5）を支給

・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を1人以上確保した上で、副主任保育士等、専門リーダー等に配分（月額5千円～4万円）

・ 職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保する（月額5千円～副主任保育士等の最低額）



少なくとも1人は、40,000円の賃金改善を行います。

副主任保育士等、職務分野別リーダーともに、職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系となっていれば、必ずしも40,000円または5,000円の賃金改善でなくても差し支えありません。

職務分野別リーダー等は、副主任保育士等の最低額を上回ってはいけません。
※ ただし、主任保育士に賃金改善をする場合は、この限りではありません。
（職務分野別リーダー等の賃金改善額が、主任保育士の賃金改善額を上回っても構いません。）

職員への賃金改善（配分）方法について

■ キャリアアップ補助金Ⅱの職員への賃金改善（配分）方法について

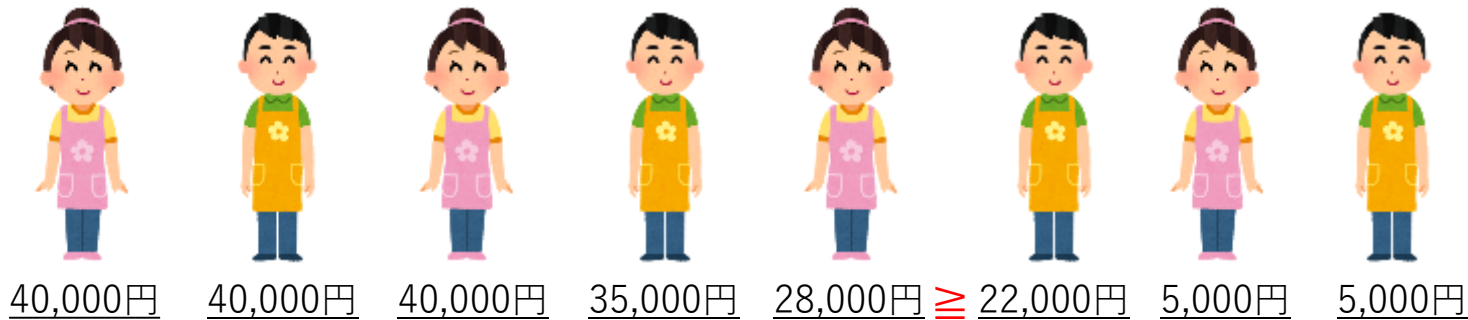
処遇改善等加算Ⅱとキャリアアップ補助金Ⅱの併用の場合

キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善額は原則5,000円。ただし、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることも可能

処遇改善等加算Ⅱ

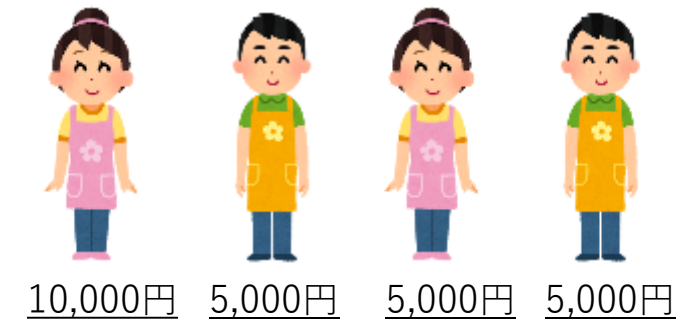
副主任保育士等（人数A）

職務分野別リーダー等（人数B）



キャリアアップ補助金Ⅱ

職務分野別リーダー等



処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受けている職員は、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受けることはできません。

キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善額は、副主任保育士等（処遇改善等加算Ⅱの人数A）の最低額を上回ってはいけません。

賃金改善のパターン

■ パターン1

※ 人数A = 5 人、人数B = 3 人、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数 = 7 人（補助額は 7 人 × 5,000 円 = 35,000 円） のケース。

- ・ 処遇改善等加算Ⅱにより、人数Aと同数の副主任保育士等へ40,000円の賃金改善、人数Bと同数の職務分野別リーダーへ5,000円の賃金改善を行っていた。
- ・ 制度拡充後は、キャリアアップ補助金Ⅱにより、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数と同数を新たに職務分野別リーダーに任命し5,000円の賃金改善を行う。

キャリアアップ補助金Ⅱ活用前							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん				
	5,000	5,000	5,000				



キャリアアップ補助金Ⅱ活用後							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん				
	5,000	5,000	5,000				
都拡充	Iさん	Jさん	Kさん	Lさん	Mさん	Nさん	Oさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

副主任 = 処遇改善等加算Ⅱの人数Aによる賃金改善を受ける職員
リーダー = 処遇改善等加算Ⅱの人数Bによる賃金改善を受ける職員
都拡充 = キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受ける職員

※ 上記では、加算対象人数と同数に対して賃金改善を行う例を示しておりますが、必ずしも加算対象人数分の申請を行う必要はありません。（17ページ「キャリアアップ補助金Ⅱの申請額について」参照）

賃金改善のパターン

■ パターン 2

※ 人数A = 5 人、人数B = 3 人、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数 = 7 人（補助額は 7 人 × 5,000 円 = 35,000 円） のケース。

- ・ 処遇改善等加算Ⅱにより、人数Aより少ない人数の副主任保育士等へ40,000円の賃金改善をし、人数Bよりも多い人数の職務分野別リーダーへ5,000円の賃金改善を行っていた。
- ・ 制度拡充後は、キャリアアップ補助金Ⅱにより、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数と同数を新たに職務分野別リーダーに任命し5,000円の賃金改善を行う。

キャリアアップ補助金Ⅱ活用前							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん			
	40,000	40,000	40,000	40,000			
リーダー	Eさん	Fさん	Gさん	Hさん	Iさん	Jさん	Kさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	Lさん	Mさん	Nさん	Oさん			
	5,000	5,000	5,000	5,000			



キャリアアップ補助金Ⅱ活用後							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん			
	40,000	40,000	40,000	40,000			
リーダー	Eさん	Fさん	Gさん	Hさん	Iさん	Jさん	Kさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	Lさん	Mさん	Nさん	Oさん			
	5,000	5,000	5,000	5,000			
都拡充	Pさん	Qさん	Rさん	Sさん	Tさん	Uさん	Vさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

副主任 = 処遇改善等加算Ⅱの人数Aによる賃金改善を受ける職員
リーダー = 処遇改善等加算Ⅱの人数Bによる賃金改善を受ける職員
都拡充 = キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受ける職員

※ 上記では、加算対象人数と同数に対して賃金改善を行う例を示しておりますが、必ずしも加算対象人数分の申請を行う必要はありません。（17ページ「キャリアアップ補助金Ⅱの申請額について」参照）

賃金改善のパターン

■ パターン 3

※ 人数A = 5 人、人数B = 3 人、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数 = 7 人（補助額は 7 人 × 5,000 円 = 35,000 円） のケース。

- ・ 処遇改善等加算Ⅱにより、人数Aと同数の副主任保育士等へ賃金改善を行うが一部は40,000円未満とし、人数Bよりも多い人数の職務分野別リーダーへ5,000円の賃金改善を行っていた。
- ・ 制度拡充後は、キャリアアップ補助金Ⅱにより、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数と同数を新たに職務分野別リーダーに任命し5,000円の賃金改善を行う。

キャリアアップ補助金Ⅱ活用前							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	20,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん	Iさん	Jさん	Kさん	Lさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000



キャリアアップ補助金Ⅱ活用後							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	20,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん	Iさん	Jさん	Kさん	Lさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
都拡充	Mさん	Nさん	Oさん	Pさん	Qさん	Rさん	Sさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

副主任 = 処遇改善等加算Ⅱの人数Aによる賃金改善を受ける職員
リーダー = 処遇改善等加算Ⅱの人数Bによる賃金改善を受ける職員
都拡充 = キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受ける職員

※ 上記では、加算対象人数と同数に対して賃金改善を行う例を示しておりますが、必ずしも加算対象人数分の申請を行う必要はありません。（17ページ「キャリアアップ補助金Ⅱの申請額について」参照）

賃金改善のパターン

■ パターン 4

※ 人数A = 5 人、人数B = 3 人、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数 = 7 人（補助額は 7 人 × 5,000 円 = 35,000 円） のケース。

- ・ 処遇改善等加算Ⅱにより、人数Aと同数の副主任保育士等へ賃金改善を行うが一部は40,000円未満とし、人数Bよりも多い人数の職務分野別リーダーへ5,000円の賃金改善を行っていた。
- ・ 制度拡充後は、40,000円未満だった職員への賃金改善額を増額し、人数Bによる賃金改善の対象職員を減らす。処遇改善等加算Ⅱの対象から外した職員をキャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象とし、これを含めキャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数と同数を新たに職務分野別リーダーに任命し5,000円の賃金改善を行う。

キャリアアップ補助金Ⅱ活用前							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	20,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん	Iさん	Jさん	Kさん	Lさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000



キャリアアップ補助金Ⅱ活用後							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん				
	5,000	5,000	5,000				
都拡充	Iさん	Jさん	Kさん	Lさん	Mさん	Nさん	Oさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

副主任 = 処遇改善等加算Ⅱの人数Aによる賃金改善を受ける職員
リーダー = 処遇改善等加算Ⅱの人数Bによる賃金改善を受ける職員
都拡充 = キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受ける職員

※ 上記では、加算対象人数と同数に対して賃金改善を行う例を示しておりますが、必ずしも加算対象人数分の申請を行う必要はありません。（17ページ「キャリアアップ補助金Ⅱの申請額について」参照）

賃金改善のパターン

■ パターン 5

※ 人数A = 5 人、人数B = 3 人、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数 = 7 人（補助額は 7 人 × 5,000 円 = 35,000 円） のケース。

- ・ 処遇改善等加算Ⅱにより、人数Aと同数の副主任保育士等へ賃金改善を行うが一部は40,000円未満とし、人数Bと同数の職務分野別リーダーへ賃金改善を行うが一部は5,000円を超える賃金改善を行っていた。
- ・ 制度拡充後は、キャリアアップ補助金Ⅱにより、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数と同数を新たに職務分野別リーダーに任命し5,000円の賃金改善を行う。

キャリアアップ補助金Ⅱ活用前							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	30,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん				
	10,000	10,000	5,000				



キャリアアップ補助金Ⅱ活用後							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	30,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん				
	10,000	10,000	5,000				
都拡充	Iさん	Jさん	Kさん	Lさん	Mさん	Nさん	Oさん
	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

副主任 = 処遇改善等加算Ⅱの人数Aによる賃金改善を受ける職員
リーダー = 処遇改善等加算Ⅱの人数Bによる賃金改善を受ける職員
都拡充 = キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受ける職員

※ 上記では、加算対象人数と同数に対して賃金改善を行う例を示しておりますが、必ずしも加算対象人数分の申請を行う必要はありません。（17ページ「キャリアアップ補助金Ⅱの申請額について」参照）

賃金改善のパターン

■ パターン 6

※ 人数A = 5 人、人数B = 3 人、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数 = 7 人（補助額は 7 人 × 5,000 円 = 35,000 円） のケース。

- ・ 処遇改善等加算Ⅱにより、人数Aと同数の副主任保育士等へ賃金改善を行うが一部は40,000円未満とし、人数Bと同数の職務分野別リーダーへ賃金改善を行うが一部は5,000円を超える賃金改善を行っていた。
- ・ 制度拡充後は、キャリアアップ補助金Ⅱにより、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数よりもすくない職員を新たに職務分野別リーダーに任命し賃金改善を行うが、一部は5,000円を超える賃金改善を行う。

キャリアアップ補助金Ⅱ活用前							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	30,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん				
	10,000	10,000	5,000				



キャリアアップ補助金Ⅱ活用後							
副主任	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
	40,000	40,000	40,000	40,000	30,000		
リーダー	Fさん	Gさん	Hさん				
	10,000	10,000	5,000				
都拡充	Iさん	Jさん	Kさん	Lさん	Mさん	Nさん	
	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	

副主任 = 処遇改善等加算Ⅱの人数Aによる賃金改善を受ける職員
リーダー = 処遇改善等加算Ⅱの人数Bによる賃金改善を受ける職員
都拡充 = キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善を受ける職員

※ 上記では、加算対象人数と同数に対して賃金改善を行う例を示しておりますが、必ずしも加算対象人数分の申請を行う必要はありません。（17ページ「キャリアアップ補助金Ⅱの申請額について」参照）

キャリアアップ補助金Ⅱの申請額について

キ - 別紙1の付表2

キャリアアップ補助金Ⅱ所要額算定内訳

1. 対象職員数の算定

国制度による補助	処遇改善等加算Ⅱの基礎職員数 (①)		20	人
	処遇改善等加算Ⅱの加算対象人数	人数A (①×1/3)	7	人
		人数B (①×1/5)	4	人
都制度による補助	キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数	加算対象人数 (①×2/3-人数B)	9	人

2. 基本額の算定

単価	キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数	賃金改善実施月数	基本額
6,130	9	12	662,040
キャリアパス要件等に応じた調整率	第三者評価受審の取組に応じた調整率	情報公開等の取組に応じた調整率	調整後の基本額
1.0	1.0	1.0	662,040

3. 補助対象経費

キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善額	法定福利費等の事業主負担増加額	金額
420,000	94,920	514,920

4. 都補助金所要額

都補助基本額	都補助金所要額 (1000円未満切り捨て)
514,920	514,000

加算対象人数を基に算出した「基本額」

キャリアアップ補助金Ⅱとして受け取る額である「都補助金所要額」

実際に賃金改善を行う額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）である「補助対象経費」

■ キャリアアップ補助金Ⅱでは、加算対象人数に基づいて算出される「**基本額**」と、実際に賃金改善を行う予定の額（法定福利費等の事業主負担増加額を含む）である「**補助対象経費**」とを比較して、少ない方の額を1000円未満切り捨てた額が申請額となる「**都補助金所要額**」となります。

■ 例えば、キャリアアップ補助金Ⅱの加算対象人数が9人、キャリアアップ補助金Ⅱによる賃金改善の対象職員が7人だった場合、基本額は加算対象人数である9人を基に自動で算出されますが、補助対象経費は7人に対する賃金改善予定額（任意の数値）とすることができます。これにより、結果として7人に対する賃金改善予定額を申請額としていただくことができます。

■ 左記例では、加算対象人数9人を基に算出された基本額が662,040円、7人に対して賃金改善を行う予定の額である補助対象経費は514,920円、申請額である都補助金所要額は514,000円、となります。

令和6年度 キャリアアップ補助金Ⅱの申請スケジュール

■ 令和6年10月31日 変更交付申請の提出依頼

- ・・・令和6年度は、キャリアアップ補助金Ⅱの申請を変更交付申請で初めて行うことができます。

■ 令和7年3月7日 変更交付決定通知書発送

■ 令和7年3月19日 キャリアアップ補助金3月分の支出

- ・・・令和6年度は3月分の支出に、変更交付申請で申請していただいたキャリアアップ補助金Ⅱ分が上乗せされます。

■ 令和7年5月 実績報告の提出依頼

- ・・・変更交付申請に基づいて決定する交付額と実績報告の額との差額が返還額となります。

■ 令和8年2月 交付額確定通知書発送（返還金がある場合は納入通知書発送）

※ 令和7年度以降は、当初交付申請からキャリアアップ補助金Ⅱの申請を行うことができます。



その他留意事項

■ キャリアアップ補助金Ⅱは、「東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」で定められている下記交付条件が適用されます。

- (1) キャリアパス要件
- (2) 福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表
- (3) 情報公開等の取組

①財務情報の公表、②モデル賃金等の公表、③非常勤職員の賃金改善

そのため、上記条件を満たさない場合、補助額が0円になってしまったり交付額が大きく減額されますのでご注意ください。

【例1】非常勤職員を雇用しているが、非常勤職員に対してキャリアアップ補助金Ⅰによる賃金改善を行わなかった。 → キャリアアップ補助金Ⅰ及びⅡの補助額が半額となる。

【例2】当年度、前年度、前々年度に福祉サービス第三者評価を受審しなかった。
→ 当年度のキャリアアップ補助金Ⅰ及びⅡの補助額が半額となる。

その他留意事項

- キャリアアップ補助金は当該施設のみで使用可能です。
そのため、処遇改善等加算Ⅱのように他施設への拠出や受入はできません。
- キャリアアップ補助金Ⅱは翌年度への繰り越しはできません。
そのため、残額が発生した場合は返還していただきます。
- よくある質問をF A Qにまとめましたので、そちらも参考にしてください。



東京都保育士等キャリアアップ補助金及び東京都保育サービス推進事業補助金について



東京都 福祉局 子供・子育て支援部 保育支援課 保育助成担当
連絡先 直通 03-5320-7682

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1
メールアドレス: careerup@section.metro.tokyo.jp